

【市長の政治姿勢について】

(質問)

長内市長の1期目の任期も、あとわずかとなりました。4年間の市政運営を振り返って、どのように評価されているか、自己採点したら何点か、その理由も合わせてお聞かせ下さい。また、4年の任期中、行政運営を行う中で、常に意識してきたことや、大事にしてきたこと、特に心を砕いてきたことがあれば、教えて下さい。さらに、4年の任期を務められて、市長という職に、特に求められる資質や能力は、どのようなものとお感じになられたか、教えてください。

<答弁>

この4年間の振り返りますと、まずは大規模自然災害や新型コロナの感染拡大といった緊急事態から市民、事業者の皆さまを守るために全力で対応してきたことが挙げられます。また、市民の皆さまとお約束した公約については、基本政策として取り組み、4年間を通じて98%となる見込みであり、昨年実施した市民意識調査では、ほとんどの項目において前回調査より、良い評価をいただきました。こうした点をふまえ、自己採点をつけるとすれば及第点と考えております。40万人市民の代表として、これまでSDGsの目標にそって、いずれの施策にも全身全霊を傾けて取り組んできましたが、とりわけ、未来を担う子どもへの施策を最優先に、小中一貫校の建設や35人学級の推進をはじめ、4年連続待機児童ゼロの達成、子ども医療費助成の対象年齢の拡大などに取り組んでまいりました。さらに、子どもの権利を守ることはもとより、子育てに関する不安・課題を抱える家庭に対して、迅速かつ包括的に支援が行えるよう、児童相談所の設置を決意しました。引き続き、子どもたちが健やかに育つための環境づくりについては、優先課題として取り組んでまいりたいと考えております。市長に求められる資質や能力についてですが、私は選挙で市民の皆さまから信託をいただいたことへの責任の重さを痛感しております。そのため、さまざまな状況にある人の意見を聴き、市民起点で判断し、そしてそれを施策として着実に実行することを常に意識して取り組んでいるところであります。

(質問)

昨年代表質問で、市長就任時には想定も出来なかった新型コロナウイルス等の影響を勘案して、新たに実現、推進したいと考えておられる政策を伺いました。市長は「コロナ禍で影響を受けた市民や地域経済への支援に全庁一丸となって取り組む。また、コロナ禍では、人との交流をはじめ、学習環境や経済活動が大きく制限されたことを踏まえ、来庁せずに手続きができるよう行政サービスのデジタル化や、児童・生徒の学力向上を図るために、タブレットを活用した教育環境の充実を進める。」と述べられました。さらに、「「いじめ・児童虐待を絶対に許さないまち」の実現に向けて、児童相談所の設置に向けた検討に取り組む」と述べられました。市民や地域経済への支援、行政サービスのデジタル化、タブレットを活用した教育環境の充実は、どの程度、実施、実現できたと考えておられるか、率直な評価をお聞かせ下さい。また、児童相談所の設置は、あくまで手段であって、

いじめや児童虐待の防止や撲滅という目的を達成するためには、設置する児童相談所が、市長が思い描く、理想とする機能や効果を十分に発揮しなければなりません。そのために、設置の準備段階において、市長が特に重要視していることがあれば、教えて下さい。さらに、児童相談所の設置だけで、いじめや児童虐待の課題が全て改善、解消されるとは思えませんが、市長はどのように考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

新型コロナウイルス感染症により市民、事業者の皆さんは大変大きな影響を受けてきました。そのようななかで、市民の暮らしや地域経済を支援するために、国の支援策に加え、子育て応援特別給付金やプレミアム付き商品券の発行といった市独自の支援策を、議会の皆さまのご協力もいただきながら、迅速に実行することができました。デジタル化の推進については、推進体制を整えるとともに、とよなかデジタル・ガバメント戦略を策定し、手続きのオンライン化やLINEを活用したサービスの拡充など着実に進めてきました。教育環境の充実については、全児童生徒にタブレットを配布し、オンライン授業やオンライン学習などの環境整備に努めてきました。引き続き、充実した教育環境づくりに取り組んでまいります。私は、これまでも、いじめや虐待を絶対に許さないという思いのもと、未然防止や早期発見につながる様々な対策に取り組んでまいりました。さらに今後は中核市の権限を活かして、児童相談所を設置することで、市の判断で迅速かつ一貫した支援と、専門性の高い、寄り添った支援を行ってまいります。さらに、市の資源を有機的につなぐことで、子どもが自立するまで継続した支援が可能になるなど、市が児童相談所を設置することの最大の効果が発揮できると考えております。子どもの権利をしっかり守っていけるよう、児童相談所の設置にあたっては、特に人材確保が重要と考えており、経験者の採用や研修による人材育成など計画的に取り組んでまいります。

(意見・要望)

選挙公約が概ね達成されたことなどを踏まえ、4年間の市政運営について自己採点としては及第点とお答えをされました。ぜひ、今後は、選挙公約の達成度に加えて、実現された公約が、期待していた効果を挙げているかの検証や評価にも注力頂きたいと思えます。例えば、小中一貫校の建設や35人学級の推進であれば、小中一貫校の建設や35人学級が推進されたことだけをもって評価するのではなく、それらの施策で具体的にどのような効果がもたらされたのかを検証し、その評価が、その後の施策展開や施策の見直しに活かされる仕組みの構築を要望しておきます。

【民間活力導入の原則的な考え方について】

(質問)

2008年4月策定、ということは、もう15年近く前になりますが、市が策定した『外部活力導入のガイドライン』では、「公平・公正・安心・安全・安定」という公共サービスの5原則を示した上で、「外部活力導入の目的」として、「①公共サービスの質の維持向上、②コストの削減、③多様な主体の参画と協働の推進、④実施体制の変革=新たな行財政運営基盤の創造、⑤外部に存在する知識・能力等の活用、⑥行政が行うべき事業・業務等の集中強化」が挙げられています。

「コストの削減」は6つの目的のうちの一つでしかありませんし、「民間でできることは民間で代替する」というようなことは、そもそも列挙された目的の中に、含まれてすらいません。議会答弁でも、「単に『民間でできるかできないか』とか『費用の多寡』で考えるのではなく、より高い水準で行政サービスを提供できるか、または、同じ水準の行政サービスをより低コストで実現できるかどうかで判断する」という趣旨の答弁をしてきました。以上のような、これまで示されてきた市の考え方は、気になる部分がないわけではありませんが、大筋では、まずまず了解できるものです。このような考え方に変わりはありませんか。

<答弁>

民間活力の導入は、最少の経費で最大の効果を上げるための1つの手法であり、公共サービスの質の維持向上、コスト削減、外部に存在する知識・能力等の活用などを主な目的としているものです。この考え方は、これまで申し上げてきた趣旨と変わりはありません。

地域課題や市民ニーズが複雑多様化してきていることや、ICTなどの技術革新が進んできていることなどから、状況を見極めながら民間の資金やノウハウ、専門的知識などを活用することは、有効であると考えます。

(意見・要望)

市が、民間営利企業、例えば株式会社の資金やノウハウを活用するという時、市には施策・事業の目的があり、それは、個々の施策・事業によって様々ですが、最終的には全て「市民福祉の向上」に収れんされるわけです。一方、資金やノウハウを出す側、営利企業の側の目的は何かと言えば、言うまでもなく利潤追求です。そもそもの目的、存在意義が違うわけです。個々の事業・施策において、具体的な形、外形上は、同じようなことを目的とるように見えても、本源的な意味は全く違っている。そのことを、くれぐれも忘れてはならないと思います。なにも、民間の力なんて借りるな、というつもりなど全くありません。これまで行政課題として認識されていなかったことが、社会問題として浮上してきたときに、その問題に先行して取り組んできた民間団体があるなら、行政としてその民間団体の力を借りて、問題解決を目指す、ということは、大いにあり得ることです。例えば、三十歳代など成人社会的孤立・引きこもりは、しばらく前までは行政課題だと認識されていなかったので、当然、これに対応する部署も職員もいませんでしたが、民間団体、最初はおそらく親や家族のグループ、その後は支援団体などが生まれて、それぞれに活動していた

わけです。そうした民間団体に市の事業を委託する、というようなことは、有効な手法だと考えられます。また、文化・芸術などの分野で、専門的に取り組む団体との協働も、有効であり、また必要なことでもあるでしょう。何でもかんでも行政が直営でやる必要はないし、市民福祉の向上という行政の根本目的に照らして、民間との協働によってより大きな効果を上げることができることは、あり得るし現にあります。行政の全ての事業・すべての施策は、市民福祉の向上に資するものでなくてはなりません。民間との協働においては、どういう効果を期待して、どういう目標で、どんなやり方でやるのか、それが市民福祉の向上にどのようにつながっていくのか、一つ一つの事業・施策にあたって明確にした上で、必要あるいは有効であると判断した場合には進める、という、当たり前のことをきちんと押さえておくべきであると、これは当たり前のことなので、念のためと言うこととなりますが、申し上げます。

【「官」と「公」、「民」と「産」について】

(質問)

豊中市は、「公民連携」「公民学連携」を推進しています。この、「公」、「民」は、それぞれ何を指しているのでしょうか。市のホームページで、いろいろな部局が作成した記事の中には、「公民」ではなく「官民」、例えば「官民一体」あるいは「官民が連携して」云々、という記述もあります。これらの「公」と「官」は、どうやらどちらも行政機関、市当局を指していると思われます。質問ですが、公民連携の「公」「民」とは何でしょうか。また、「公」が市当局とするなら、「公民連携」とは、市当局と民間事業者との連携という理解で良いのでしょうか。

<答弁>

「公」は、主に、行政を含む公共団体を指し、「民」は、市民をはじめ、市民活動団体、民間事業者を指しております。本市で用いております「公民学連携」という用語は、複雑多様化する地域課題の解決や行政サービスを向上させていくためには、行政と民間事業者や市民活動団体等、といった関係性ではなく、市民活動団体と民間事業者、民間事業者同士、といった連携も含め、多様な主体がつながり合い、取組みを行うという意味付けをしているものです。

(質問)

答弁では、やはり「公民連携」の「公」は行政機関、市当局を指す、ということでした。「公」とは、英語で言えば、パブリック、あるいはコモンズにあたるのではないかと思います。「特定の誰かに帰属するのではない、みんなで共有するもの」「誰のものでもないみんなのもの」ぐらいの意味です。「公共領域」、つまり「場所」あるいは「領域」を指すのではないのでしょうか。「官」はガバメント、統治機構ですから、「官」が市当局を指すのは、素直に理解できますが、パブリック、コモンズを意味する「公」が同様に市当局を指す、というのは、ちょっと違和感があります。「公」と「官」を一緒くたにしてしまっ、て、「公」という言葉を、市当局を指すものとして使うと、本来の「公」であるパブリック、コモンズ、「誰のものでもないみんなのもの」という概念は消えてしまいます。公共施設も、市有地も、(無形ですが)市の事業・施策も、みな市民みんなの「モノ」(無形の事業や施策の場合は「コト」)です。市当局は、管理をゆだねられているにすぎません。「みんなのもの」である公共施設や市有地、市の事業や施策も、これまでは主に市が直接的に担ってきました。そして、時として「市民の思いとは離れた」「役所の論理」がまかり通り、硬直した「官僚支配」となることもありました。これに対して、施設管理や事業運営に市民が参画することで、より良い住民サービスの実現を目指したのが「公民連携」の目的の一つであると理解しています。であるならば、「公民」ではなく「官民」の連携、つまり、「市当局と市民が協働して公共領域を豊かにする」ということでなければならぬと考えます。「公」と「官」を混同せず、「公」はパブリック、コモンズ、つまり「誰のものでもないみんなのもの」という領域と考え、主体としての「官」ガバメント、市当局と立て分ける。そして、「官」つまり市当局と、もう一つの

主体である「民」＝民間セクターが協働して、領域・場としての「公」を支える。このように考えるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。市の考えをお聞かせください。次に、「民」について、もう 少し詳しく見ていきたいと思えます。一口に「民間」と言っても、株式会社など営利事業者と、NPO や自治会など地域団体、スポーツの同好会や趣味のサークルなど、非営利組織もあります。団体でも組織でもない「地域住民」というのも「民間」に含まれるでしょう。これら、性格も規模も全く違う多種多様、ありとあらゆる民間セクターを、すべて「民」の一言でくくることは、さすがに無理があります。例えば、市内のどこかの地域のまちづくりに「民間」が参画するという時、イオングループのような全国展開する巨大企業が大規模ショッピングセンターを開設するというのと、市内の自然観察グループの協力を得て野鳥や昆虫など市街地で見られる小動物の観察会を開く、というのを、果たして同じ「民」でくくってしまってよいのでしょうか。そこで提案ですが、さしあたり、営利企業と非営利組織を区別するために、「民」は非営利組織を指すこととし、これに加えて「産」というくくり方を新たに導入して、営利企業を指すこととしてはどうでしょうか。まずは、「公」を領域ととらえ、ガバメント＝主体である「官」から切り離して対置することで、「官僚支配から民主的コントロールへ」という視点が生まれます。「官民連携で公共領域を支える」ということです。ですが、そこにも落とし穴があります。「官から民へ」の掛け声のもと、小泉政権の時代に実際に行われたことは、「公（パブリック、コモンズ）を民間営利企業に売り渡す」ことでした。儲けや利潤、市場原理とは別の価値観と原理に基づいて成り立っている領域にまで市場化の波が押し寄せた結果、市民生活を支えるはずの「インフラ」が 経済的合理性だけで再編され、荒らされ、貧しくなりました。そのことが、このたびのコロナ禍を一層深刻化させた要因の一つになっているというのは、多くの人が指摘しているとおります。「民」の一言で、営利企業も非営利組織も、巨大企業も NPO も地域住民も、一緒くたにしてしまったためです。そこで、「民」と「産」とを区別する。別に「産」つまり営利企業を排除するという話ではありません。性質・性格の違う主体は立て分けて考える、ということです。そして、三つの主体、すなわち「官」「民」「産」が、それぞれが果たすべき役割と責任を分担し、「公」の領域、つまり「誰のものでもないみんなのもの」（パブリック、コモンズ）を支える、ということです。様々な次元・位相の異なる概念が混在・錯綜する「官民連携」「公民連携」を、以上のような要領で整理すべきだと考えますが、いかがでしょうか。市としての見解をお示しください。

<答弁>

ご指摘のとおり、公共領域におけるサービスは、行政だけでなく、市民活動団体、民間事業者など、多様な主体が参画し、実践するものであると考えます。用語の使い方につきましては、大阪府では「公民連携」、国では「公民連携」「官民連携」の両方が使われております。いずれにいたしましても、行政の責務をはじめ、各々の主体の役割をしっかりと認識することは大切であるため、本市で用いている公民学連携という用語につきましては、改めて整理してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

今回提案した、「官、公、民、産」という整理は、大雑把な「概念図」です。私自身、概念をさらに整理し、より精緻化した上で、改めて議論したいと考えています。

【常勤一般職以外の任用形態、いわゆる非正規について】

(質問)

現在、職員の総数に対して「常勤一般職」以外は何人・何%ですか。5年前はどうでしたか。様々な任用形態の「活用」についての基本的な考え方を教えてください。

<答弁>

令和3年度における常勤職員以外の職員数は2,283人で、割合は39.17%となっております。平成28年度における常勤職員以外の職員数は2,508人で、割合は40.73%となっております。なお、非常勤職員の人数については、週30時間勤務を1人として換算し算出しております。それぞれの任用形態の特性や業務の内容、その職に必要な勤務時間などを踏まえて設定しています。

(質問)

常勤一般職、いわゆる「正職員」以外の形態が増え続けて、今では4割を超えている、という答弁でした。窓口業務の民間委託も進められてきましたので、そうした、つい最近まで直営でやっていたけど、今は委託されている業務に就いている民間事業者に雇用されるスタッフの方も含めて考えるなら、もっと多くなるでしょう。正職員以外の任用形態、今はほとんどが「会計年度任用職員」と「任期付き短時間職員」のどちらかとなっているかと思いますが、業務が恒常的であるにもかかわらず、そこで働く人は任期が限られている」というのは、不合理そのものです。どのように考えますか。次に、「業務の中核を常勤一般職以外の方が担っている」状態はいびつだと考えますが、いかがですか。最後に、原則的な考え方について改めてお尋ねしますが、常勤一般職以外の職員は、①臨時的な、②補助的な業務に限定されるべきであり、恒常的な業務、業務の中核を担うのは常勤一般職であるべきだと考えますが、いかがですか？

<答弁>

任期が限られている職員が恒常的な業務を担うこと自体は、地方公務員法などの関係法令に基づいた適正なものであり、法制度の趣旨を逸脱したものではないと考えております。すべての業務を常勤職員が担うという考え方ではなく、業務の内容や性質なども踏まえた上で、最も効率的、効果的な職員体制を構築しているものです。職員体制の考え方については、すべての業務を常勤職員が担うという考え方ではありません。従事する内容や性質、その職に必要な勤務時間や勤務期間などを踏まえたうえで必要な雇用形態を選択しています。引き続き、最も効率的、効果的な職員体制の構築に努めてまいります。

(意見、要望)

いわゆる非正規雇用は、任期が切られた不安定な雇用であり、かつ低賃金で、さらに、何年働いてもごくわずかしか昇給しない、長年働けば働くほど、正社員との格差が広がって

いきます。非正規雇用を増やし続けていることは、社会全体が取り組むべき大きな課題です。「官製ワーキングプア」、つまり、自治体がワーキングプア層を生み出している現実は、多方面から厳しい批判の声も上がっています。自治体は、地方公務員法上に位置づけられた任用しかできませんから、先ほどのような素っ気ない答弁しかできない、ということは理解できなくもありませんが、それにしても、やはり残念な答弁でした。正職員以外の任用は、①臨時的な業務、②補助的な業務に限定されるべきであり、恒常的な業務、また業務の中核を担うのは、常勤一般職である、ということを経験とすべきだということを、これはもう、何度でも、繰り返して申し述べておきます。

【公金を取り扱う金融機関の動向について】

(質問)

公金を取り扱う金融機関の動向について伺います。まず、指定金融機関について伺います。現在、本市の指定金融機関は4つの金融機関が1年ごとの輪番制で業務を行っています。平成31年3月末に三菱 UFJ 銀行が撤退し、令和元年8月からこの4行による輪番制がスタートしましたが、その際から、委託料の支払いが開始されました。この輪番制も来年度で一回りしますが、再来年度以降、この4機関による輪番制が維持されると見込んでおられるのでしょうか、また、委託料の増額等の可能性はどの程度、見込んでおられるのか、見解をお聞かせ下さい。金融機関の更なる撤退や委託料の増額の可能性を想定されているのであれば、何らかの対策は検討もしくは講じておられるのか、教えて下さい。

<答弁>

本市の指定金融機関を担って頂いております4行の金融機関とは、随時業務の見直し等を行い、効率化と負担軽減に取り組んでおりますが、この間も、社会的にキャッシュレス決済や業務のデジタル化が進展しており、地方税では国・自治体と金融機関が連携して取り組む納付・収納用 QR コードの導入が予定されているなど、公金の納付及び収納を取り巻く環境は、今後更なる変化が見込まれます。本市におきましても、とりわけ公金収納において、単にこれまでの仕組みを踏襲していくのではなく、デジタル化の進展を踏まえた新たな仕組みに対応していくことにより、指定金融機関業務が継続していかれるよう、引き続き、業務の見直しなどについて金融機関と協議を行ってまいります。

(質問)

次に、収納代理金融機関についてですが、現在、収納代理金融機関はどれくらいあるのでしょうか。本年3月末をもって2つの金融機関が指定を辞退されると伺っていますが、その理由や背景をどのように把握、分析されているのか、教えて下さい。また、窓口での納付書払いや口座振替が出来なくなると、市民の方々に少なからず、影響があるかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。今後、同様に収納代理金融機関の指定を辞退する金融機関が出てくることは想定されているのでしょうか。また、キャッシュレス決済への誘導やネット銀行の新規指定など、何らかの対策を検討されているのであれば、あわせて教えて下さい。

<答弁>

本市では、収納代理金融機関が19行あり、指定金融機関とあわせて23行の金融機関の窓口で納付書による公金の支払いが可能となっております。今般、三井住友信託銀行と三菱 UFJ 信託銀行から指定辞退の申し出がありましたが、これら2行は本業の信託業務への経営資源の集中等の理由により、公金収納業務からの撤退を決定されたと聞き及んでおります。なお、本市内の店舗は三井住友信託銀行の2店舗のみで、窓口納付、口座振替

ともに他の金融機関が十分に利用可能な状況であることから、市民の皆さんへの影響については限定的であると考えておりますが、混乱が生じないよう周知については、しっかりと行ってまいります。今回は信託銀行からの申出であり、他の金融機関の動向に即結びつくものではないと考えておりますが、キャッシュレス決済などにみられる昨今の決済手段の多様化や金融機関を取り巻く環境の変化も踏まえ、税や保険をはじめとする収入所管課とともに、引き続き、市民等の納付手段の確保を図ってまいります。

(意見・要望)

指定金融機関については、各金融機関と意思疎通を綿密に図ると共に、引き続き、公金収納業務の簡略化、効率化に努め、指定金融機関の撤退や委託料増加などの抑制に尽力して頂きたいと要望しておきます。また、収納代理金融機関については、キャッシュレス決済等のアプリやネット銀行を活用した決済手段が今後も増加、多様化することが想定されますので、納付手段の確保にも柔軟に対応して頂くことを要望しておきます。

【個人情報の取り扱いについて】

(質問)

個人情報の取り扱いについて伺います。デジタル化や ICT 化、キャッシュレス化などが進む中、市民の個人情報の取り扱いには一層、高い注意力と責任感が必要になってきていると思いますが、市の認識を教えてください。また、個人情報の流出を防ぐためにどのような対策を講じておられるのか、教えてください。さらに、個人情報の流出事案は、毎年、何件くらい生じ、どのような情報が、どのような形で流出したのか、件数の多い内容をいくつか、教えてください。

<答弁>

個人情報の取り扱いでございますが、デジタル化の進展に伴い、より多くの情報を簡易にかつ迅速に取り扱うことが出来るようになったことにより、情報漏えいの影響も広範囲かつ重大なものとなります。デジタル化の推進については、個人情報を保護する強固な基盤の上に成り立つものであるため、セキュリティ対策の実効性を高めつつ、対策レベルを一層強化していく必要があると考えております。情報漏えい等の事案ですが、毎年度10件～15件、1件あたり1名～10名程度の事案がございます。そのほとんどが、職員のシステム誤操作などヒューマンエラーによるもので、複数人に同じ内容のメールを送信する際に BCC ではなく CC で送信したことによるメールアドレスの漏えいのほか、書類の誤交付・誤送付による氏名住所等の漏えいが大半を占めております。

(質問)

市民の個人情報を流出させてしまった際の対処は、どのようにされているのか教えてください。また、具体的に対処のフローやマニュアルは策定されているのか、あれば、どのような内容のものなのか、教えてください。

<答弁>

個人情報の保護につきましては、基本的な内容を個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシー等において定めております。加えて、情報漏えい時の報告や記録、調査の方法について示した「情報漏えい時の対応マニュアル」を策定し運用しております。当マニュアルでは、事案発生時に直ちに関係職員間で共有することはもとより、発生日時、発生場所、漏えい等の内容及び件数、原因について調査・記録し情報セキュリティ責任者である担当部長及び情報セキュリティ統括責任者である総務部長に報告し、セキュリティ会議のもと被害拡大の対応、再発防止措置を実施することとしております。

(質問)

デジタル化が進むとともに、個人情報の価値が高まっており、実際に、住所や電話番号、メールアドレス、SNS のアカウント等が売買されているとも聞き及んでいますが、市としての

認識を教えてください。そういった個人情報を市が流出させてしまった場合、市民に対して経済的損失や精神的ダメージを与えたとは考えられないでしょうか。例えば、市民の財産を破損したり、喪失した場合、また心身にダメージを与えた場合、損害賠償が発生するかどうかと思いますが、個人情報の流出に関しては、どのようにお考えなのでしょうか。

<答弁>

個人情報の売買でございますが、その実態を市において把握はできませんが、個人情報が金品と同様に価値があるものとして扱われ、売買の対象にもなりうる(狙われる情報である)ことなどについて、情報セキュリティ研修等を通じて一層の意識付けを進めていかなければならないと考えております。個人情報が漏えいした場合の賠償のあり方につきましては、当然ながらその対象にはなりうる場合もございますが、具体にはその漏えい内容や損害の状況等により個別に対応するものと考えております。

※他市の事例で民法上の「プライバシー権の侵害」にあたるとして慰謝料相当を賠償した事例がある。

【個人情報の取り扱いに対する信頼感や安心感について】

（質問）

個人情報をデジタルで、ネット等を介して取り扱う機会が今後ますます増えると思いますが、個人情報の流出に対して厳格な対応を示さなければ、市民のキャッシュレスやデジタル商品券等に対する信頼感や安心感が培われないのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

＜答弁＞

個人情報の流出に対する厳格な対応でございますが、個人情報保護条例においては、罰則規定を設けているところでございます。いずれにせよ、個人情報保護の強固な基盤なくしてデジタル化の推進は成立しませんので、技術的・物理的・人的の三方面からセキュリティ対策を進めて参ります。

（意見・要望）

本市の情報漏えい等の事案は毎年度10件～15件発生していますが、そのほとんどが、職員の過失によるものですが、どれだけ意識をしても、啓発や研修をしても、人間はミスをしてしまいます。そこで、社会のデジタル化の流れに対して、市民の安心感、信頼感を高めていくために、また、職員を守るためにも、費用対効果を考慮する必要があるとは思いますが、職員の過失を技術的に防止する対策を研究、検討して頂くことを要望しておきます。

【市史からの魅力づくりについて】

(質問)

市史からの魅力づくりについて伺います。豊中市史によると、2022年は桜井谷出身の渋谷庄三郎氏が国産ビールを販売して150年の節目にあたりますが、豊中市には昨年市社協のあぐりビール、民間事業者の神社ビール、という地ビールが誕生しました。市はこうした地ビールを活用した取り組み、渋谷庄三郎氏を顕彰することは考えていないか、お聞かせください。

<答弁>

渋谷庄三郎さんについては、今年度、神社ビール醸造に関する話題をInstagramで取り上げた際に、合わせてその業績を紹介したところです。令和4年度に、豊中ゆかりの人物や市の歴史を紹介するページを市ホームページの魅力発信サイトに新設し、顕彰してまいります。また、本市の歴史にちなんだ商品開発等については、チャレンジ事業補助金の案内など、可能な限りその取り組みを支援しているところです。

(質問)

ぜひタイミングを捉えて顕彰してほしいと思いますが、本年はそれ以外にも多くの節目となる一年です。萩の寺が中津から曾根の地へ移転して110年の節目であり、中央公民館横の三義塚の所以となっている初代市議会議長の西村真琴さんが中国から鳩を連れ帰って90年、千里ニュータウンまちびらき60年、中核市移行10年の節目です。それぞれに関わって、市の取り組みがあれば教えてください

<答弁>

お尋ねの内、千里ニュータウンまちづくりに関しては、市民団体や吹田市と共に検討を進めていると聞いております。その他の項目については、関係者や関係団体との皆さんの意向や取り組みなどの情報把握に努めるとともに、本市として支援のあり方を検討してまいります。

(意見・要望)

長引くコロナ禍で明るい話題が少ないですから、しっかりとPRをお願いしておきます。

【周年行事に向けた市の取り組みについて】

（質問）

周年行事に向けた市の取り組みについて伺います。2023年は姉妹都市提携60年、2024年は兄弟都市提携50年、2025年は大阪万博、2026年は市制施行90年、2027年はロシア総領事館設置50年、2028年は手塚治虫氏生誕100年、2029年はコナミ 創業60年の節目にあたります。毎年のように周年イベントが色んな所と連携して実施できますが、市の姿勢についてお聞かせください。

＜答弁＞

今後の様々な周年記念事業等の実施につきましては、地域との関わりや当事者のご意向、公民の役割分担などを勘案し、市としての関わり方を判断してまいりたいと考えております。数年内に迫っているものについて申し上げますと、サンマテオ市との姉妹都市提携60周年、沖縄市との兄弟都市提携50周年については、これまで交流に関わってこられた市民の皆さんの協力を得て、実行委員会などを立ち上げて具体的な内容を検討します。大阪・関西万博につきましては、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が取り組む「TEAM EXPO 2025」の共創パートナーに加わり、音楽、スポーツ、食を軸とした様々なイベントにおいて、市民団体のつながりづくりや活動場所の提供、情報発信などの後押しを行いながら、本市の魅力発信・都市ブランド向上につなげてまいります。

（意見・要望）

目先の姉妹都市提携60周年は豊中市での開催になると思いますが、50周年には市長、議長も訪米されました。盛大な歓迎を受け、友好の50年を痛感するとともに、未来に向けた教育分野での連携が両市の市長によって約束され、豊中市内の小中学校で姉妹校提携が実現しています。過日、NFL 史上最高の QB と言われるスーパースター、トム・ブレイディ選手が引退し、彼が小学生の時に少年野球チームの一員として豊中市に滞在したこと、今もホームステイしたご家庭が健在なことが一部で報道されました。高校アメフト発祥の地でもある豊中市に、60周年にあわせた再訪を依頼してみてもいいでしょうか。しっかりと今年度から準備を進めていただくことを要望しておきます。

【豊中まつりについて】

(質問)

豊中まつりについて伺います。まずは、昨年度、今年度続けて、WEBでの開催をされましたが、次年度以降もリアルでの開催が出来ない場合、WEBのみでも開催する意向なのか見解をお聞かせ下さい。豊中まつりについて、ほとんどの方はリアルでの開催を望む一方で、WEB開催を期待している方は極めて少ないと思いますが、見解をお聞かせ下さい。リアルでの開催が出来ないからと言って、WEBでも開催しなければ、どれだけの市民が不満を抱くでしょうか。むしろ、リアルでの開催と変わらない税負担をしてまでWEB開催を行い続けることに不満を抱く市民の方が多いのではないかと考えますが、いかがでしょうか。議会での審議を一切無意味にし、市民への説明も非常に不明瞭になっている豊中まつりについては、開催をリアルでの実施に限り、実施できない場合は、中止にすべきと考えますが、見解をお聞かせください。

<答弁>

今年度については、リアルでのまつりをメインに、沖縄音舞台のライブ映像を同時にWEB発信する等のハイブリッドの形を想定し、ギリギリまで実現を模索しておりましたが、8月末の感染拡大を受けて、急遽リアルでのまつりを中止したものです。代わりに、もともとリアルでのまつりに出演予定だったアーティストのスタジオライブや市民団体等の活動紹介、沖縄市とのオンライン交流などをWEBで配信しました。

昨年10月末現在で、ページ閲覧数10179件、YouTube視聴数は4696件です。沖縄市とのオンライン交流では、エイサー検定やクラフト締太鼓工作教室などをWEB上で行い、コロナ禍で夏休みに沖縄に行けなかった方などにご参加いただきました。手遊びや簡単工作などを紹介する子ども向けコンテンツは、ほっこりとした内容で子どもたちに好評だったと伺っております。

また、市民ふれあい広場の舞台背景につきましては、今年は、高校生全員の作品をWEB上で公開することができ、家族や友人と共に大いに楽しんで頂いたと伺っています。また、近隣市のまつり実行団体からコンテンツが多く凄いといったご感想も頂きました。これらのWEB配信に要した費用については、前年度に構築したWEBプラットフォームを活用していることから、前年度に比べ大きく削減しています。

リアルでのまつりを一番楽しみにされていることは、市民の皆さんも実行委員会のメンバーも同じであり、今後におきましても、リアルでの開催が大前提であり、柱であることに変わりはありません。ただ、コロナ禍においても可能な限り、豊中まつりを目標に準備や練習を重ねてきた市民団体やアーティスト等の発表の場を維持、確保したいという思いはございます。また、混雑緩和や感染対策など、リアルでのまつりが抱える課題への対応に加え、まつりの内容の充実や情報発信の強化など、これからの豊中まつりのあり方を模索していく上でも、WEBの活用は引き続き必要なものであり、まつりの事業目的にも叶うものであると考えております。

こうしたリアルとWEBの併用の方向性を基本としつつ、次年度以降において、今年度と同じように急遽リアルでのまつりが中止になった場合の対応については、その時点での様々な状況を踏まえて判断していくことになると考えております。

(質問)

あくまでもリアルでの開催がメインであり、WEB での開催は情報発信の強化策としての補助的、補完的位置づけと考えて良いですね。あらためて、明確な答弁を求めます。

過去2年の予算の執行状況からして、リアルでの開催が出来ても出来なくても、ある程度の支出は避けられません。来年度もこれまでと同様の予算計上をするということは、来年度の新型コロナの状況は今年度の状況とは異なっているとの見通しをお持ちなのか、もしくは、同様の状況であってもリアルでの開催は出来る(実施する)との強いお考えをお持ちということなのか、明確な答弁を求めます。もし、来年度の状況が今年度と同様の状況であれば、リアルでの開催は出来ないと考えておられるのであれば、そもそも来年度の豊中まつりの予算計上はするべきではないと考えますが、見解をお聞かせ下さい。また、「豊中まつりを目標に準備や練習を重ねてきた市民団体やアーティスト等の発表の場を維持、確保したいという思いはある」との答弁がありましたが、そういった方々に WEB で発表の場を提供するのであれば、豊中まつりとしてその機会を提供しなくても、別途、ホールやスタジオを借りて、WEB 配信すれば良いのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

令和4年度予算については、従来通り、リアルのみでの開催を前提に予算計上させて頂いています。その中で、WEB の活用は、リアルの沖縄音舞台のライブ配信をメインコンテンツに考えています。そういった意味で、リアルのみが中心であることに変わりはありませんが、一方で、WEB の活用は、混雑緩和や感染対策といったリアルのみが抱える課題への対応等、これからの豊中まつりのあり方を模索していく上でも必要なものです。はじめから、補完的かどうかといった枠組みに当てはめるのではなく、様々な可能性を検討してまいります。次年度のまつりの日程は、従来通り、8月第1週の土日を予定し、調整を進めています。8月であれば、3回目のワクチン接種も、かなりいき渡っていることが予想でき、可能な限り リアルの開催を目指します。ただ、8月のコロナの感染状況を、今ここで正確に予測することは困難ですので、現実にはその時々様々な制約を踏まえ、その時点での実施のあり方を判断してまいります。豊中まつりは、「市民がつくる市民のみまつり」を理念として、多くの人と一緒に楽しく空間をつくりたいとの思いを、市民団体やアーティストの皆さんと共有してまいりました。発信媒体が何であれ、豊中まつりでのパフォーマンスは、そうした思いの共有の上で、発揮されるものであり、発表場所だけを切り離すことはできないものと考えております。

(意見・要望)

豊中まつりについては、リアルで開催してもしなくても、ある程度の支出がともなってしまうことが最大の問題であると考えます。だからこそ、感染状況がどうなるか全く不透明であり、昨年度と同様の状況であれば、リアルでの開催は中止の可能性を想定されるのであれば、

豊中まつりの予算計上は止めて、リアルでの開催がほぼ確実にできる状況になってから、予算計上すべきではないかと意見しておきます。また、WEB のみであれば、市民団体やアーティスト等の発表の場を豊中まつりとして提供する必要は全く無く、別の事業として発表の場や機会を提供すれば、最小の経費で、十分な事業効果を得ることが可能ではないかと意見しておきます。

【東西バス路線について】

（質問）

東西バス路線について伺います。今年度より緑地公園～曾根までの路線バスが始まりましたが、ここまでの経過と現状について評価をお聞かせください。

＜答弁＞

豊中東西線の経過としましては、市域南側において、東西方向の公共交通ネットワークが脆弱な状況であることから、北大阪急行電鉄緑地公園駅、阪急曾根駅、JR伊丹駅をつなぎ、ネットワークの拡充、地域間交流、交通空白地の解消を図るため、令和3年4月に運行を開始したものです。次に、現状につきましては、当初需要予測より1日310人、1便当たり6人の利用者数を見込んでおりましたが、運行開始以降の実績としましては、1日約510人、1便当たり約10人と、順調に推移しており、履正社への通学でも多くのご利用を頂いております。

（意見・要望）

引き続き、路線の周知をお願いしておきます。南桜塚二丁目バス停は豊中警察署に最寄りて便利という声も聞いています。車内アナウンスやバス停の名称変更はPRにも繋がるとお思いますので、検討をお願いします。また先月から運行が開始している吹田市のコミュニティバスが緑地公園駅と阪急千里線の2駅を結んでいますので、将来的には相互乗り入れや乗り換えやすさなども検討していただけるよう要望します。

【服部天神駅前再開発について】

（質問）

服部天神駅前再開発について伺います。江坂駅～服部天神駅の間は阪急バスが独自路線として曾根駅～服部経由～江坂駅の路線を引いています。市域の均等な発展を考えた場合、服部天神駅におけるターミナル化を進める必要があります。服部天神駅前広場整備事業ではロータリー化が予定されていますが、少路駅前のロータリーと比較して面積を教えてください。バスの進入及び想定されるロータリーの利用について教えてください。

＜答弁＞

少路駅前広場は約2400㎡で、服部天神駅前広場の整備面積は約1800㎡となっております。ロータリーの利用と致しましては、交通結節機能としてのタクシーの乗降、福祉車両や一般車両により送迎利用などを想定しております。なお路線バス等の進入は想定しておりません。

（質問）

駅前の安全対策は必要ですが、バスの進入もできない狭小なロータリーとすることには、駅前の発展に寄与するか疑問です。市のロータリー整備に対する考え方をお聞かせください。緑地公園駅前に市が駐車場に貸している土地がありますが、元々は市営駐車場であり、そもそも駅前の土地を取得した経緯はバスロータリーを設置する予定でしたが、未整備のまま今日に至っています。服部天神駅前をロータリーにする必要性とあわせて、緑地公園駅前のロータリー整備についても見解をお聞かせください。

＜答弁＞

服部天神駅前広場は交通広場として都市計画決定されており、ロータリー設置の必要性につきましても、服部利倉線において送迎車両によって発生している交通渋滞の低減を図ることや、広い歩行空間を確保することで駅北側踏切における歩行者の安全を確保すること、併せて駅利用者の利便性・快適性を向上させることなどが挙げられます。緑地公園駅前につきましては、都市計画決定はなされておらず、寺内土地区画整理事業によって駅前広場用地として当該地を確保しましたが、その後、路上駐車対策のため駐車場として利用しており、また、駅周辺には、バス停や転回路が整備されていること等から、現時点では必要が無いと考えております。

（意見・要望）

送迎用のためだけのロータリーでは服部天神駅前周辺地域のためにならないと思います。またタクシー会社が所有する土地を取得できないことでタクシー動線と歩行者動線が交差することは、ロータリーとして大きな欠陥であると指摘しておきます。駐車場として暫定利用

するなかで隣接地の買収をすすめれば、バスも進入できる、ロータリーとして望ましい形になると考えます。ぜひご検討ください。

【庄内駅前土地購入について】

(質問)

庄内駅前土地購入について伺います。ハード整備が進む服部駅前に対し、忘れられているのが庄内駅前です。駅西側にあった旧庄内再開発庁舎を平成25年に売却したにもかかわらず、平成27年に駅東側で駅前庁舎を取得するということがありました。その当時、都市計画もない当該地の取得については大きな物議を呼び、駐輪対策のために4億円の予算を計上し、築45年の物件について残耐用年数15年と答弁され、6年が経過しております。そうした議論の中で、過去の経過として平成18年に旧第一勧業銀行ビルを財政難から取得できなかったこと、不動産取得はタイミングが重要であること、などについて当時の副市長がお話になられたことを記憶しています。庄内駅の乗降客数が今ほどもない数千人程度の昭和時代に庄内町が都市計画決定をうち、現在の分煙スペースとなっている広場を整備した経過がありますが、乗降客は2万人以上になっており、現状では不十分です。都市計画マスタープランに駅前広場の整備が明記されていますが、都市計画はありません。過去の反省がないまま、昨年秋に旧第一勧業銀行ビルであるパチンコ店が売却されています。パチンコ店が営業をやめていることは随分前からであり、購入する必要性について議場ではないところで意見してきました。まさに駅前広場にふさわしい場所であり、この土地が別の形で利用されたり、新しいものが建設されるとまた数十年、半世紀以上、庄内駅前の再開発は遅れてしまいます。駅前庁舎と隣接する当該地を購入することは庄内駅前の活性化のために必要不可欠ではないかと考えますが、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

当該地の一部に都市計画決定がなされていますが、現時点で事業決定はされておられません。また当該地を含むまちづくりの具体的な計画もないことから、購入の予定はございません。

(質問)

庄内駅前庁舎を買った時と同じ熱意を感じないことは、当時の意思決定がやはり組織的な意思決定ではなかったことを彷彿とさせます。旧庄内再開発庁舎はまちづくりの観点から、財政難という理由であっても、売却されるべきではなかったなと思います。翻してみると、唯一無二の不動産はまちづくりの観点から、取得する目的が駅前庁舎の建替え用地でも、駅前広場でも、駅前駐車場でも理由はともかく、取得することが未来への責任であると思います。当時は都市計画マスタープランに位置付けがなくても駅前庁舎を購入できたわけですから、現在は位置付けられている駅前広場についてなぜ購入できないのか、再度の答弁を求めます。早ければ9年後、遅くてもいつかは建替えを迎える現在の駅前庁舎について、当該地を取得しないのであれば、どのような手立てを講じることができるのか、駐輪対策をふまえてお答えください。

＜答弁＞

都市計画マスタープランの第3章都市づくりの方針に、庄内駅周辺については、駅前広場やアクセス道路など整備などにより都市拠点としての機能の充実を図ると記載されておりますが、駅前広場用地の取得にあたっては、都市計画マスタープランなどの方針に基づく位置や広さなど具体的な整備計画が必要と考えております。

庄内駅前庁舎は、駅周辺の放置自転車対策と、行政サービスの利便性向上を目的に整備致しました。現在、1階は駐輪場に、2階・3階は、就労支援事業や子育て相談・保育事業等に活用しています。駐輪場を含めたこれらの機能やサービスは、その時々地域や社会の現状に鑑みて決定されるものであり、今後、老朽化で建物が使用できなくなる際には、公共施設等総合管理計画に照らしながら、改めて建替えや他の市有施設の代替活用等を検討する必要があります。このことから、現時点では当該土地を、事前に建替え用地として購入することは考えておりません。

（意見・要望）

庄内駅前の土地は所有者の事情にもよりますが、購入するべきであると思いますので、昨年秋に購入された地権者に土地利用の意向確認をしてください。2027年を目標年度とする第2次都市計画マスタープランにおいて、庄内駅周辺は「駅前広場やアクセス道路、庄内駅前庁舎の整備などにより、都市拠点としての機能の充実を図ります。」と明記されています。計画もなく購入してきた駅前庁舎との整合性に欠ける無作為は後世に恥じると言わざるを得ないと申し上げておきます。

【庄内駅前再開発について】

(質問)

庄内駅前再開発について伺います。土地を購入しないにしても、庄内駅前にも広場は必要です。現在の都市計画決定されている道路を事業決定して駅前の通りを大通りにし、車両進入禁止とすることについて市の見解をお聞かせください。

<答弁>

都市計画道路庄内東駅前線の事業決定や車両進入禁止とする方針は、現在のところございません。都市計画道路を歩行者専用とする等のまちづくりの方向性を定めていくためには、周辺地権者などの意向確認や、駅利用者のニーズ把握などが必要と認識しております。

(質問)

当時から現在に至るまで、庄内駅前広場の都市計画がないことがそもそもの問題です。なぜ、2018年に現在の都市計画マスタープランを策定後、時宜をとらえて駅前の再開発、まちづくり、活性化を計画してこなかったのでしょうか。これからも庄内駅前だけ計画はないままなののでしょうか、市の見解を求めます。また、都市計画マスタープランにおいて庄内駅は、「駅周辺のまちづくりに合わせた交通結節機能の強化」と記されています。庄内駅は新大阪駅とのアクセスを強化し、利便性を高め、大阪市内からエネルギーを引き寄せる工夫が必要です。新大阪駅とのシャトルバス運行について市の見解をお聞かせください。

<答弁>

都市計画道路庄内東駅前線を含む地区のまちづくりの計画につきましては、必要と認識しております。そのため、先程申し上げた通り様々な立場の方々のまちづくりへの思いを把握する必要がありと考えており、まずは幅広く駅利用者のニーズ調査を行ってまいります。

庄内駅と新大阪駅のシャトルバス運行につきましては、既に路線バスが運行していることから、今後庄内駅周辺の活性化によりさらなる需要増が見込まれる場合には、増便等についてバス事業者との協議が必要であると考えております。

(意見・要望)

南部地域を活性化していくうえで、玄関口となる駅前再開発は必要不可欠です。町のイメージ刷新には繋がらない、目に見えない取り組みでは、住民の気持ちがついてこないことを指摘しておきます。新大阪駅とのアクセス向上は、東京、福岡、関空へのアクセス向上にも繋がり、庄内の地理的価値向上のためには必要不可欠な施策であると提言しておきます。

【神崎川駅周辺まちづくり構想について】

（質問）

神崎川駅周辺まちづくり構想について伺います。神崎川駅周辺まちづくり構想を策定されましたが、5点お尋ねします。①駅の橋上移設については大阪市の理解は得られそうなのか。②豊中では市民主体でのまちづくり構想策定を特徴としてきましたが、当該構想についても同様になされるのか。③事業費の概算と市に求められる負担についてわかる範囲でお聞かせください。④都市計画公園神崎川公園の実現に向けた取り組みについて、どのように考えているのか。⑤宝塚線庄内駅、JR 加島駅、地下鉄新大阪駅とのアクセスについて、考え方を教えてください。

＜答弁＞

1点目、駅の橋上化についてでございますが、まだ決まっているものではございません。今後、大阪市を含め関係機関と議論して参りたいと考えております。2点目、構想策定にかかる市民意見の反映につきましては、今回関係機関と議論し、神崎川駅周辺のまちづくりの方向性について、市としての議論のたたき台となる考え方を取りまとめましたので、次年度以降これらをもとに、市民の方々などとの意見交換を行いながら、具体化に向けて進めてまいります。3点目、事業費の概算や負担割合について、決まったものではございません。次年度以降具体化に向けた検討の中で、事業内容と共に検証して参ります。4点目の神崎川公園についてですが、神崎川駅周辺まちづくり全体を進めていく中で、関係者の協力を得て、整備を進めていくものと考えております。5点目、周辺駅とのアクセスについてですが、今のところ考えはございませんが、需要が見込まれれば、その可能性について検討して参ります。

（意見・要望）

大阪市とのコンセンサスを取りながら、防災上の観点から神崎川駅が橋上駅になるようであれば、市民主体のまちづくり構想があわせて策定されるよう、ご検討ください。周辺駅とのネットワーク、駅前空間としての都市計画公園は必要不可欠であることを意見しておきます。

【阪急神戸線沿線のまちづくりについて】

（質問）

阪急神戸線沿線のまちづくりについて伺います。豊中の交通不便地解消の観点から、神崎川駅と園田駅までの中間地である庄本町に「椋橋総社」駅を設置することが望ましいと考えます。三国塚口線の開通するためには、境内敷地の一部を協力いただくことになり、そうすると当該地は阪急神戸線と旧猪名川、三国塚口線で全方位をふさがれることとなります。その解決策としては、阪急神戸線に駅舎をおき、人流や車両の動線を確保できるようにすることが考えられますが、市の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

新駅の設置については、長年、議論されてきた事項と認識しておりますが、その判断については需要予測や費用対効果等様々な視点から慎重な検討が必要と考えております。また、三国塚口線整備に関しましては、当該地において道路整備と相乗効果が期待できるようなまちづくりを、事業主体である大阪府と協力し検討して参ります。

（質問）

豊中市において名神以南の地域に高校がないことは、庄内地域の学校再編が議論された学校教育審議会でも指摘されてきた事案です。千里ニュータウンが2中学校につき1高校を基本として整備されてきた経過をみても、南部地域に高校が必要であることは言うまでもないと思います。南校のために再編される学校跡地において、市立による高等教育の実施または私立高校の誘致について、市の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

南校の再編による学校跡地につきましては、令和5年度に学校跡地ごとの個別活用計画を策定する予定でございます。策定にあたりましては、地域全体での活性化に資する必要な機能について学びの機能も含め、様々な活用案を検討して参ります。

（意見・要望）

大阪音楽大学はかつて附属高校を有していましたので、大学と連携した音楽科の高校を公設民営で運営するという事も提案しておきます。あらためて南部地域が高等教育の空白地であることを指摘しておきます。

【木造住宅除去希望者の住み替えについて】

(質問)

木造住宅除去希望者の住み替えについて伺います。南部の木造住宅密集地域において、土地を借りて自宅を建て居住している方が、自宅の除却を前提に公営住宅の申し込みを行っていますが、なかなか抽選にあたらない状態が続いています。木造密集市街地の解消を促進していくためには、公営住宅への住み替えとあわせて実施していく必要があり、抽選において除却枠を設定するなどの工夫ができないか、教えてください。

<答弁>

豊中市の市営住宅につきましては、公営住宅法及び条例により、入居者資格と選考方法を定めており、高齢者、障害者などの住宅確保配慮者世帯を優遇する仕組みとしており、除却希望者に優先枠を設けることは難しいと考えております。しかしながら、一方で地震時等に著しく危険な密集市街地については令和12年度末までの解消を目指しており、より効果的な取り組みとして、既存制度に加え、二葉第三住宅などの都市再生住宅の活用などを検討してまいります。

(意見・要望)

施策を複合的に展開することで、施策の相乗効果を図っていただきたいと要望しておきます。

【住宅マスタープラン(素案)における共生社会の視点について】

(質問)

住宅マスタープラン(素案)における共生社会の視点について伺います。素案によりますと、今回の住宅マスタープランは平成29年策定の「豊中市住宅・住環境に関する基本方針の見直しであるとのこと。その趣旨は「住んでみたい」「住み続けたい」と思われる都市として発展していくことを前提の見直しとのことでもあります。見直しの軸として、「マンション管理の適正化」「住宅セーフティネットの充実」「空き家対策の強化」の3つが掲げられています。これまで会派所属議員から高経年マンションの管理不全問題や空き家問題、高齢者の住宅確保などの課題を提起してきましたが、これらも包括される形での見直しになったということで高く評価をさせていただくところであります。今回のもう一つの特徴は、この間にSDGsの考え方が市の施策にも取り入れられてきたことで、平成29年の基本方針にはなかった視点です。今回の素案でもSDGsの目標との関連性について記述されています。しかし、この視点は十分なものとは言えません。印象としては従来からの考え方に基づき策定された素案にSDGsの17の目標の内、どれがあてはまるかという観点で当てはめられたという印象です。逆にSDGsの目標から考えられる方向性や取るべき住宅施策は何なのかという視点についてとりわけ人権的視点はまだ十分とは言えないと考えますが見解をお聞かせください。併せて前提条件について伺います。都市計画セクションの使う語句としての住宅が建築基準法上の住宅を指していることが多く、一般市民が使う住宅の意味合いが指すものよりも狭い定義で使われていることがよく見受けられます。そもそもこのマスタープランで使用する語句としての「住宅」には「住まい」としての意味が含まれているのか見解をお聞かせください。

<答弁>

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsの目標から考えられる方向性として、高齢者・障害者などの住宅確保要配慮者が、安心して住み続けられる住宅を確保することを、住宅マスタープランの施策の方向性の一つに掲げております。具体的には、居住支援協議会の相談事業における関係機関との連携強化や、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの充実に向けた検討を行うことについて記載しております。また、本マスタープランにおける「住宅」という言葉の定義ですが、「誰もが自分らしく暮らし続ける」ことや、「地域での特性に応じた魅力あるまちをつくる」ことを目標に掲げており、建築物としての「住宅」だけではなく、「住まい」としての意味も含んでいます。

(質問)

平成29年に市議会で大議論となった障害者グループホームとの関連でお伺いたします。今回の素案では「住宅セーフティネットの充実」という記述がありますが、これは主には高齢者や経済的に苦しい状況の方を念頭に置いたものであり、それも大事ではありますが、誰しもが障害者となる可能性があることを考えると、「誰もが地域に愛着を持って快適に暮らし続ける事ができるまち」という住宅政策としての目標から

物足りなさを感じます。東京パラリンピックでは「We the 15 (フィフティーン)」という考えが示され、障害者が決して少ない存在ではないこと、家族が障害者である人も含めれば関係者は多数になることが明らかな社会において、これからの住宅政策として障害者の住宅確保に困難さがあることの認識や、そのことへの取組についての記述が不十分であると思いますが見解をお聞かせください。併せて、「魅力ある住環境の維持・向上」の項目では地区計画やその他住民主体のルールづくりについて記述されていますが、これは使い方を間違えると社会的に配慮が必要な 特定の人達が住むことを地域から排除される運用につながるものが平成29年のグループホームにまつわる論争でも明らかになりました。このことを踏まえた記述が一切ないことは極めて不適切であり、同じ過ちをまた繰り返すことになるのではないかと大変危惧しています。見解を求めます。

<答弁>

本マスタープランでは、住宅セーフティネットに関する現状分析の中で、住宅確保要配慮者である障害者数が増加していることを示しており、住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住宅の確保等が課題と認識しているところです。そのため、目標の一つである「誰もが自分らしく暮らし続ける」ことを実現するための施策として、居住支援協議会において居住支援や相談を行うと記載しており、引き続き関係機関との連携を強化し、住宅確保要配慮者に対する支援を行ってまいります。なお、本マスタープランでお示している地区計画やその他住民主体のルール作りについては、魅力ある住環境の維持・向上を推進するための住宅であるグループホームについては「住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住宅の確保」に向けた施策の中で、確保が必要な住宅として認識しており、このことが明示できるよう、記述方法については検討してまいります。

(意見・要望)

住宅施策における共生の観点について伺いましたが、認識としては持っていたことが確認できたと思います。しかし、住宅マスタープランとしての記述と考えるといささか不十分さを覚えます。平成29年の地区計画における障害者グループホームの問題の際に殆どの議員・会派から明確に意思が示され、グループホームが重要な住まいとして認識されるべきものであること、そしてそれらが地区計画で排除されることがあってはならないことという豊中市の意思は確定しています。そのことを忘れないためにも、また共生社会としての当たり前の姿を市民に示すためにも適切な表現でもって明確に示していただきますよう強く要望いたします。

【大阪国際空港を取り巻く課題について】

(質問)

大阪国際空港を取り巻く課題について伺います。コロナ禍は社会生活の様々な場面に影響を与え、アフターコロナの社会の有り様にも影響を与えています。航空業界も例外ではなく、コロナによって需要は大幅に減少し航空会社や空港運営会社も大打撃を受けています。アフターコロナでは観光需要は回復することが想定されていますが、ビジネス需要については会議のオンライン化や手続きのDX化が急速に進んだ結果、コロナ前の水準までの需要回復はしないのではないかとされています。収益的にも貢献度が大きいとされてきたビジネス需要の減少は、比較的ビジネス客に支持されてきた大阪空港の存在意義にも大きな影響を与えるものと認識しています。今年の1月には関西3空港懇談会が開かれ、今後の3空港の方向性が確認されています。このなかで、関西空港に関してはアフターコロナを見据え、関西万博の需要も見込みながら発着回数の増加を検討していることがわかります。神戸空港に関しては、国内線発着枠や運用時間の拡大、国際化を含む機能のあり方を検討し次回の懇談会で報告する段階まで来ている事がわかります。それに対し、大阪空港に関する事は現状維持の文言しかなく、アフターコロナを見据えた検討は全くされている形跡がありません。本年度は本市議会の空港問題調査特別委員会で大阪府の空港政策に関する調査活動が行われましたが、大阪府の担当部局の反応としても同様のものであり、一体誰が大阪空港の未来を真剣に考えているのだろうかと非常に悲しく感じました。空港関連で働く市民が数千人いるともされる豊中市において大阪空港の存在は市にも大きな影響を与える存在であり、ただ指をくわえて事態の推移を見守るという姿勢ではいられないと考えます。以上のように現状を冷静に判断すると、大阪空港の存在意義は相対的に低下し、気づいたときには「時すでに遅し」ということにもなりかねません。そうならないためには、現状の大阪空港の課題を改めて認識し、それらの解決に向かって具体的な方策をとっていくことが求められます。まずは大阪空港の中長期を見据えた豊中市の基本姿勢について、市長のお考えをお聞かせください。

<答弁>

大阪国際空港は、関西の3空港において、国内線の基幹空港であり、環境と調和した都市型空港と位置付けられています。1時間利用圏域人口が3空港最大の1500万人を有する、極めて利便性に優れた空港です。その一方、都市型であるがゆえに、騒音問題や安全対策への不断の努力が求められているところです。私は、広域の社会資本である大阪国際空港の価値を高めることが本市の持続的な発展にも繋がることから、環境対策を基本としながら、中長期的な方向性として、国内長距離路線の復便や国際便の就航などを念頭においています。また、空港に関連する様々な資源の有効活用も、空港の魅力を高めるものです。着陸直下のロケーションを活かした原田緩衝緑地の整備事業や千里側土手の利活用は、まさにその一環です。大阪国際空港は、関西に、そしてこの豊中になくてはならない貴重な財産です。引き続き関係機関との連携を深め、大阪国際空港の持続的な発展に貢献をしております。

(質問)

市の中長期を見据えた基本姿勢の下、豊中市として大阪空港を活用したまちづくりの具体的な方策についてお聞かせください。

<答弁>

本市のまちづくりに空港を活かしていく具体的な方策として、次の3つが重要と考えております。一つ目は、これまで関係を築いてきた就航先都市との交流の促進です。人やモノの交流を生み出す広範な航空路線のネットワークは空港の価値向上に不可欠です。

二つ目は、普段から空港で楽しい時を過ごして頂く非旅客機能の充実です。令和2年8月の空港ターミナルビルの大規模リニューアルはその起爆剤となるものです。集客強化のためのソフト事業も必要であり、本市としても昨年8月にストリートピアノコンサートを展望デッキで開催いたしました。

三つ目は大阪国際空港周辺地域整備構想の推進です。走井緩衝緑地の利活用を地元の皆さんと更に進めると共に、空港周辺の移転補償跡地の利用促進や、共同利用施設の充実なども進めて参ります。こうした取り組みを積み重ね、当市のまちづくりに大阪国際空港を活かしてまいります。

(意見・要望)

大阪空港の有用性は都市型空港であり需要地に至近であることと同時にそのことが騒音などの被害住民を発生させることにもなっており、その利益と不利益を被る市民が必ずしも一致しないことにも課題があると考えます。このあたりの解決に資する仕組みを考えるのは政治の責任であり、立地する市の市長が率先して情報発信し、仕組みづくりを関係各方面に働きかけていくことが重要ではないかと考えます。今後の市長のリーダーシップに大いに期待いたします。

【障害福祉事業所におけるコロナ対応について】

(質問)

障害福祉事業所におけるコロナ対応とそれに対する市の認識及び支援について伺います。医療や福祉の現場では日々、ギリギリの体制でコロナ対応を余儀なくされていることと思います。中でもとりわけ、障害福祉事業所においては代わりの人の手配が簡単にはつかなかったり、代わりの人の手配がついたとしてもいつもと違う人が支援に入ることによる利用者側の戸惑いや不安というものも重ね合わさり、大変な状況であったと伺っております。昨年には、クラスターの発生した事業所もありましたが、今回のオミクロン株による陽性者の大量発生、今後もそういう可能性を考えると何らかの手立てが必要と思いますが市として障害福祉事業所におけるコロナ発生時の課題やそれらに対する支援としてどのようなことを考えておられるか状況と見解をお聞かせください。

<答弁>

事業者での感染者発生時課題については、昨年11月には全事業者にアンケートを実施したほか、随時の聞き取りや事業者連絡会を通じてヒアリングを行い把握に努めています。それにより主に、「衛生用品の不足」「職員が感染、濃厚接触者になった場合の人員不足」「運営面の不安」の3つの課題があると認識しております。一つ目の、「衛生用品」につきましては、定期的に市から配布を行っているほか、感染者発生時には必要に応じて衛生用品を事業所に追加配布しております。二つ目の「人員不足」につきましては、あらかじめ人員に余裕が持てるよう確保する市制度の「福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金事業」の紹介、大阪府が広域で行っている「新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等への応援職員派遣体制」の事業所への周知を行っているほか、通常のサービスが提供できない場合に、活用できる特例制度の紹介をしております。三つ目の、「事業所の運営面の不安」につきましては、感染症発生に伴う「かかりまし経費」に対する補助や、通所系事業者が休所した場合に在宅サービスを提供できる特例の報酬算定について、案内を行っております。今後とも各事業所の不安をすこしでも取り除き、安心してサービスをご利用いただけますよう、必要な取組みを進めてまいります。

(質問)

障害福祉事業所においてクラスターが発生した場合、入院や宿泊療養についてどのような対応がなされているのでしょうか。障害特性などに配慮した入院・宿泊施設といったものが存在するのか現状をお聞かせください。

<答弁>

入院については、患者さんの病状により、入院の必要性を判断し、必要な場合は大阪府入院フォローアップに入院調整を依頼しています。その際に患者さんの障害特性などをお伝えし、対応できる医療機関に入院して頂いています。

(意見・要望)

障害福祉事業所に対し様々な支援をされていることは理解いたしました。それらが有効に活用されているか、事業所が必要としている支援とマッチングしているかどうかぜひ調査していただき、今後も臨機応変に対応頂きますよう、お願いいたします。

【新型コロナウイルスワクチンについて】

(質問)

新型コロナウイルスワクチンについて伺います。現時点における新型コロナウイルスのワクチン接種率を教えてください。昨年よりも2回目接種済みの方の割合が増えたにもかかわらず、なぜ、今年に入り感染者数が過去最高を記録するなど増加し続けてきたのでしょうか。多くの方がその抗体を失っているということなのでしょうか。2回のワクチン接種後、6か月経過すれば3回目の接種が可能とされていますが、実際には2回目接種からどれくらいワクチンの効果は保たれるのでしょうか。接種してから6か月間は、確実に効果は保たれるのでしょうか。もしくは、ワクチン自体の効果は変わっていないが、変異したウイルスがワクチンの効果を凌駕する感染力を持ったということなのでしょうか。オミクロン株やステルスオミクロン(BA. 2)と呼ばれる亜種に対しても、既存のワクチンには、重症化リスクの軽減効果や、感染リスクの軽減効果はあるのでしょうか。現時点で得られているデータを示して教えてください。若年層をはじめ、特に3月から新たに接種対象者となった5歳以上12歳未満の子どもたちにとって、重症化リスクがあまり考えられない場合は、ワクチン接種の必要性や意義はあるのでしょうか、見解をお聞かせください。10歳未満の子どもたちの場合、新型コロナウイルスに感染して何らかの症状が出る割合はどれくらいなのでしょうか。一方で、ワクチンを接種して、発熱や倦怠感等の副反応が出る割合はどれくらいなのでしょうか。比較のために、教えてください。

<答弁>

(ワクチン接種率)

3/6 時点(12歳以上)2回接種済み85.7% 追加接種済み28.4%

(接種8割超えなのになぜ感染者が増えるのか)

免疫回避により、感染が起こっているのではないか。

(ワクチンの効果は、2回目接種から何か月か)

【ファイザー社製】

<感染予防効果> 16歳以上の各年代において、デルタ株かどうかに関わらず、2回目接種後6か月までの追跡期間において遡減したと報告されている。

※全年齢(12歳以上)88%(1か月以内)→47%(5か月以内)で有意に低下した

<発症予防効果> 2回目接種後に経時的に低下するものの、高い予防効果を示した。

※6か月間通じて、感染歴のないものにおいて91.3%

<入院予防効果> 全年齢でデルタ株かどうかに関わらず、2回目接種後6か月までの追跡期間において保たれた。

※全年齢(12歳以上):87%(1か月以内)→88%(5か月以降)

<重症化予防効果> 重症化・死亡に対する予防効果は2回目接種後2か月以上に達した後、接種後6か月までは同程度を維持した。

※(接種後1か月)96%→(接種後6か月)88.9%

【モデルナ社製】

＜感染予防効果＞ 年代問わず、2回目接種後4か月以降、逓減。

＜発症予防効果＞ 年代問わず、2回目接種後4か月以降、90%以上に保たれた

＜入院予防効果＞ 年代問わず、2回目接種後4か月以降、90%以上に保たれた

(ウイルスがワクチン効果を凌駕したのか)

免疫の隙間を縫って、感染が発生している。

(ワクチンは軽減効果あるのか)

(初期のウイルスと比較したワクチン効果)

「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(2022.02.10)資料」

(発症予防効果)3回すべて mRNA ワクチンを接種した場合

対デルタ株 85%

対オミクロン株 66%

(入院予防効果)3回すべて mRNA ワクチンを接種した場合

デルタ株流行期 94%

オミクロン株 90%

(ワクチン接種の必要性や意義あるか)→部長口頭回答

(10歳未満ー感染して症状の出る割合)

「日本小児科学会資料」小児患者 2,597 例(24 論文)より

・全体的に症状は軽く重症例は4.4% 重篤例は0.9%

・大阪府では、重症事例は6例、うち4例が基礎疾患あり。

・初発症状は成人と同様だが、低頻度。

発熱43.1%(成人82~98.6%) 咳43.4%(成人59.7~82%)

多呼吸・息切れ12.6%(成人31%) 呼吸困難・呼吸窮迫症候群合併は稀。

下痢は6.6%(成人2~3.8%)

(ワクチン接種して、副反応の出る割合)

資料⑩参照 「適正使用ガイド」ファイザー社

＜コミナティ筋注＞ 疼痛86% 疲労66% 頭痛60%

＜コミナティ5-11歳用＞ 疼痛84% 疲労52% 頭痛38%

資料⑪参照 「モデルナワクチン説明書」

頭痛 関節や筋肉の痛み 疲労

子どもに関しては、リスクと効果を考慮して、接種を考えて頂きたいが、基礎疾患をお持ちの方は、接種をお勧めしたい。

(二問目)

現在、3回目の接種も進められていますが、今後、接種間隔がより短縮される可能性は想定されているのでしょうか。そもそも、1回目と2回目の接種は、3週間の間隔をあければ接種が可能でしたが、3回目以降の接種が6か月の間隔が必要になる理由を教えてください。また、4回目以降の接種については、どのように想定されているのでしょうか。現行の6か月間隔での接種が続いた場合、来年度内に3回目と4回目、もしくは4回目と5回目の接種を行う想定やある程度のスケジュール感をお持ちなのか、見解をお聞かせ下さい。一方、5歳以上12歳未満の子どもたちのワクチン接種も、1回目と2回目の接種間隔は3週間以上となっているのでしょうか。2回接種と比べて、1回目のみの接種では、どの程度の重症化リスクや感染リスクの軽減効果に差が出るのか、教えてください。また、12歳未満の子どもたちに対しても、2回目接種から6か月経過した方には、3回目の接種券を送付する想定をされているのか、教えてください。

<答弁>

(3回目接種の間隔がもっと短縮されるか)

2回目接種から6か月より早まることはありません。

→コミナティ筋注、モデルナ筋注とも、特例承認に係る報告で、「追加接種は通常、2回目の接種から6か月経過したあとに3回目接種できる」とされている

(接種間隔が必要な理由)承認の段階で、接種間隔が決められている。

(ファイザー)接種間隔について

医薬品の適正使用方法として、定められています。

(4回目以降の接種の想定)現時点では想定していない。

(4回目、5回目接種の想定・スケジュール)今後、必要であれば申請がなされると考えている。

(コミナティ筋注5～11歳用)

通常3週間の間隔で筋肉内に接種。追加接種なし。

(1回目のみの接種の効果の違い)

部長口頭回答

→ワクチンは1回接種すると初回免疫(プライミング)が得られる。

これは免疫を活発にするための予備刺激。

ウイルスの感染能力を失わせる抗体の産生は10日～2週間まで増え続け、その後は徐々に減少していく。そこで2回目が必要になる。抗体の免疫記憶を活性化させてウイルス予防効果を増強させる仕組み。

(12歳以下の3回目接種)

12歳以下への3回目接種の予定はありません。

→5～11歳用ワクチン(コミナティ筋注5～11歳用)3回目接種は、承認されていない。

(意見・要望)

新型コロナウイルス感染症の致死率、重症化率は、基礎疾患をお持ちの方や高齢者などを除くと、極めて低い一方で、新型コロナウイルスワクチンを接種しても感染リスクの軽減効果は薄いことから、とりわけ、12歳未満の子どもたちのワクチン接種については、積極的な接種勧奨は必要なく、接種に対して慎重な判断を促されても良いのではないかとさえ思います。希望される方へのワクチン接種は、的確かつ適切に、また迅速に行われるように努めて頂くと共に、12歳未満の子どもたちのワクチン接種の状況や効果についても、随時、収集されたデータや情報を可能な限り分かりやすく子どもたちや保護者の方々に向けて SNS 等を通じて、公表、発信して頂くことを要望しておきます。